



Title	台風21号の経験と教訓から学ぶ災害への備え
Author(s)	辻, 幹人
Citation	大阪公衆衛生. 2019, 90, p. 12-13
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78684
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

台風21号の経験と教訓から学ぶ災害への備え

辻 幹人

堺市健康福祉局健康部健康医療推進課参事

1 経験と教訓から学ぶ災害への備え

平成30年は、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震、また、9月に接近した台風第21号により、大阪府に甚大な被害が発生しました。

保健所、市町村や大阪府などの行政機関においては、災害対策基本法をはじめ、法律に基づき策定された地域防災計画に沿って、住民や事業者、関係団体などの協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興などの災害対策を実施してきました。災害がもたらす様々な影響の中で、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、行政機関が果たす役割も多岐にわたっており、新たな課題も出てきております。

そのような状況の中、堺市においても、9月に接近した台風第21号への医療機関情報の収集における対応の経験と教訓から学んだことを災害への備えにつなげていきたいと考えています。

2 災害現場に最も近い保健医療行政機関としての保健所などの役割の重要性

保健所などは災害現場に最も近い保健医療行政機関として、地域の医療機関情報や避難所・救護所の状況を把握するとともに、医療救護班の受入や医薬品等の調達への支援に関する必要な調整を発災直後から中長期にかけて行います。役割の一つとして、医療機関情報収集において、災害拠点病院（DMAT活動拠点本部）のサポートを行います。（第7次大阪府医療計画より）

さて、9月に接近した台風第21号の影響では、堺市においても、大規模な停電が発生しました。この停電により、二次医療圏における災害時の医療体制の基幹的役割を果たす災害拠点病院が停電するという事態となりました。堺市医療圏においては、災害拠点病院は1か所であり、唯一の災害拠点病院が大きな影響を受けるという経験は初めてでした。

そのような状況の中、堺市内の病院の被災状況について、情報収集するとともに、大阪府とも情報共有を行いました。結果として、大阪市二次医療圏域の病院が、堺市二次医療圏域の災害拠点病院の役割を担うよう調整が図られました。

災害時に備えた医療体制は、災害拠点病院を中心に整備されており、二次医療圏における、救急医療なども含めた、平時時からの関係機関同士の「顔の見える関係」が力を発揮することとなります。9月に接近した台風第21号への対応の教訓として、他の二次医療圏域の病院、また、他の都道府県から派遣されたDMAT隊が、コーディネーター機能を発揮するにあたっては、管内の市町村や地域の医療関係者との連携体制の構築に平時からかかわっている保健所などが果たす役割が、重要であることをあらためて実感することとなりました。

3 病院の被災状況の情報収集での「被害なし（対応可など）」を把握することの重要性

医療機関情報の収集にあたっては、主にEMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて、関係機関で情報共有を行いました。EMISへの情報入力については、停電発生後に、自らEMISに状況を入力する災害医療協力病院（救急告示病院）もあれば、病院への電話連絡から得られた情報を堺市において代行入力するという病院もある状況でした。電話連絡で情報が得られない病院については、現地に行き、状況を把握しましたが、このような病院では、停電しているなど被災しており、連絡を取ること自体が困難な状況でした。

多くの病院では、停電が復旧しているなど、「被害なし（対応可など）」といった状況の中、被災している可能性がある連絡を取ることが困難な病院を把握できるかどうかは、迅速な対応が必要な医療救護活動に、大きな影響を及ぼしかねません。

このような経験から、「被害なし（対応可など）」の病院の情報は、迅速な支援が必要な病院の把握とともに、災害医療コーディネーターや医療救護班、消防機関など、相互に連携した対応につながると考えられます。

4 災害への備え

堺市では、医療団体などで構成する堺地域災害時医療救護対策協議会が立ち上がっており、協議

会の活動とともに、地域医療機関などの災害時における医療連携体制が強化されてきています。取り組みとしては、災害医療の基礎知識・トリアージ訓練などをテーマとした研修会などを行っています。このように、平常時から関係機関で協議会や訓練などを通じ、「顔の見える関係」を構築していることが、災害医療体制の整備につながるのではないかと考えられます。具体的には、災害医療協力病院を含めた、堺市内全病院の災害時の情報取集体制の確立や、EMISを活用した訓練等の実

施による体制の整備につなげていくことが大切です。

災害に備えた保健所などの活動の維持や向上のためにも、①広域で共通した認識に基づく体制整備②急性期（～48時間）の活動も視野に入れた支援フェーズに合わせた研修や訓練③医療機関などとの連携について早い段階で調整する体制の構築を進めていくことが重要であると考えています。